

# 婚姻届

令和 5 年 5 月 10 日届出

## 婚姻届の記載例

窓口へ提出する日を記入  
(届出日が婚姻日)

### 住所

- 婚姻届と同時に住所変更し、平日開庁時間内に届出の場合は、新しい住所を記入
- 休日・夜間窓口は、住所変更の受付ができないので、後日住民異動届の手続きが必要
- 転入は、転出証明書が必要

### 証人

成人2名の証人が必要

※証人は成人に達している人が2名必要です。  
※証人は成人に達している人が2名必要です。

消せるボールペンで書かないでください。

令和 年 月 日	午前 午後	時 分	受領
夫	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	
妻	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	
使者	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	
確認	<input type="checkbox"/> 要	<input type="checkbox"/> 不要	

(1) 氏名	夫になる人			妻になる人		
	氏名	高松 太郎	氏名	香川 花子		
(2) 住所	香川県高松市番町1丁目 8番1-10号 松ハイツ			香川県高松市木太町 3480番地2		
	世帯主の氏名	高松 一郎	世帯主の氏名	香川 太郎		
(3) 本籍	京都府京都市北区北町 138番地			香川県高松市木太町 3480番地2		
	筆頭者の氏名	高松 一郎	筆頭者の氏名	香川 太郎		
(4) 父母及び養父母の氏名	父	高松 二郎	父	香川 太郎		
	母	高松 二子	母	番町 和子		
	養父	高松 一郎	養父			
	養母	高松 一子	養母			
(5) 同居を始めたとき	<input checked="" type="checkbox"/> 夫の氏	新本籍 (左の☑の氏の方がすでに戸籍の筆頭者となっているときは書かないでください)				
	<input type="checkbox"/> 妻の氏	香川県高松市円座町 1622番地2				
(6) 初婚・再婚の別	<input checked="" type="checkbox"/> 初婚	<input type="checkbox"/> 再婚 (昭和 年 月 日)				
	<input type="checkbox"/> 再婚	<input type="checkbox"/> 初婚 (昭和 年 月 日)				
(7) 同居を始める前のそれぞれの世帯のおもな仕事と	夫	1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯				
	妻	2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯				
(8) 夫妻の職業	夫	3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5)				
	妻	4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員(日々または1年未満の契約の雇用者は5)				

署名	三木 三郎	三木 三子
生年月日	昭和 15 年 12 月 24 日	昭和 30 年 3 月 3 日
住所	香川県高松市紺屋町 10番地4	香川県高松市紺屋町 10番地4
本籍	香川県高松市紺屋町 10番地4	香川県高松市紺屋町 10番地4

「筆頭者の氏名」には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。

### 新本籍

- 選択した氏の方が既に筆頭者の場合は、新本籍は記載不要
- 新本籍は、実在する土地の地番(番地)又は住居表示の街区符号の番号(番)までです。(何号やマンション名は含みません。)

### 初婚・再婚の別

再婚の場合は、直前の婚姻について記入  
※妻が再婚の場合、100日が経過しないと婚姻できません。

### 夫婦の職業

国勢調査の年のみ記入

### その他

- 男女ともに18歳以上で婚姻できます。ただし、令和4年4月1日に16歳以上18歳未満の女性は、父母(養父母がいる場合は、養父母のみ)の同意があれば婚姻ができます。ここに、同意文、署名をもらってください。  
⇒ただし、証人欄が(養)父母の場合は同意の記入は不要です。
- 同意は別紙での提出も可能

### 連絡先

昼間連絡がとれる電話番号を記入

連絡先 電話番号 080 1111 1111

### 届出人

署名は必ず本人が婚姻前の氏名を自署してください

※昼間連絡のとれる電話番号を必ず記入してください。